

平成26年第4回(9月)上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

新水族博物館の検討状況について

1	経 過 概 要	1
2	基本設計者の選定	2
3	指定管理者の指定	3
4	基本設計の進捗状況	4

1 経過概要

年度	年月	内 容
16	H16.06	・新水族博物館整備検討委員会を設置 新水族博物館のあり方等の検討を開始
17	H18.02	検討委員会が基本構想（案）を答申
18	H18.04	基本構想を策定
	H19.02	検討委員会が基本計画(案)を答申
19	H20.03	・整備手法等の検討調査の見合わせを決定し、関係予算を減額補正
22	H22.08	・整備の必要性や諸課題について、庁内検討を開始（～H23.11）
24	H24.07	・新水族博物館整備に係る有識者検討委員会を設置 集客見通しや事業収支、整備・運営手法等について検討を開始（～H25.01）
25	H25.05	・新水族博物館基本計画（案）見直し検討委員会を設置（～H25.11） 建設場所や展示内容等の検討を開始 敷地関係者に説明し、了解を得る（以降、随時報告等を行う）
	H25.11	・市議会総務常任委員会 所管事務調査 基本計画（案）見直し検討結果の報告
	H25.12	・市議会 12 月定例会 H25 年度補正予算（地質調査費、基本設計者選定委員の報酬等）の議決 ・直江津区地域協議会 「新水族博物館の設置について」を諮問（H26.01 答申）
	H26.01	・市議会総務常任委員会 所管事務調査 基本計画の説明及びパブリックコメントの結果報告
	H26.03	・市議会 3 月定例会 H26 年度予算（測量等の各種調査費、基本・実施設計費、補償費等）の議決
26	H26.04	・各種調査業務の発注 ・基本設計者の選定
	H26.06 ～	・市議会 6 月定例会 「指定管理者の指定」の議決 ・直江津区地域協議会 「指定管理者の指定」を報告 ・市、基本設計者、指定管理者の三者協議により、展示内容等を検討

2 基本設計者の選定

公募型プロポーザル方式*により、篠崎 淳 氏(株式会社日本設計)を4月28日に基本設計者に選定した。

提案イメージ図



*技術提案書を評価し、最も適した設計者(人)を選定するものであり、作品を選考するものではありません。

(1)選定理由(選定委員会講評)

- ・最上階に水盤を配置し、日本海の眺望とつなげる水面や複雑な日本海の海底を再現する水槽など、特徴ある提案であった。
- ・全体的にバランスの良い提案で、技術的にも水族館設計の経験があるチームで取り組む設計体制であった。

(2)選定委員

(委員長 副委員長 敬称略)

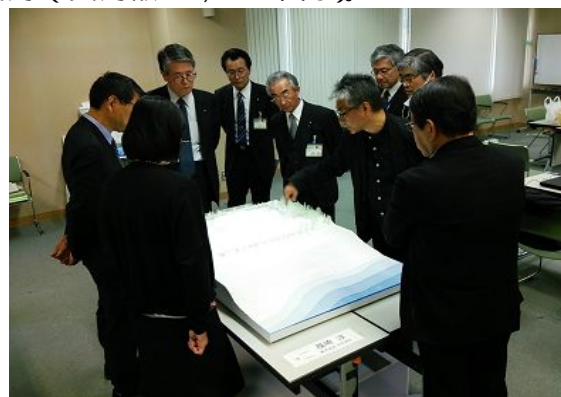
専門分野	氏名	所属・役職
建築	倉田直道	工学院大学 名誉教授
	飯田善彦	前 横浜国立大学大学院 教授
	工藤和美	東洋大学 教授
水族館運営・管理	石橋敏章	下関市立しものせき水族館長
行政職員	野口和広	上越市副市長
	中野敏明	上越市教育長

(3)経過概要

- ・2月17日 公募型プロポーザル告示(実施要項等の公表)、86者が参加登録。
- ・3月31日 応募書類の提出期限。45者が1次審査に参加。
- ・4月14日 1次審査:書類審査、委員間の討議及び投票により6者を選定。
- ・4月27日 2次審査:1次審査通過6者へのヒアリング(一般公開)。最優秀者、優秀者を選考。
- ・4月28日 選定委員会の選定結果を市長に報告。
- ・6月13日 株式会社日本設計と委託業務契約(契約額51,840千円)。



1次審査通過者への公開ヒアリング



提案された1/200模型を囲んで委員間討議

3 指定管理者の指定

公募型プロポーザル方式により株式会社横浜八景島を候補者として選定し、市議会の議決により、6月20日に同社を指定管理者に指定した。

(1)選定理由（選定委員会講評）

- ・複数の水族館を運営しており、かつ、安定した経営状態にあることから、運営において信頼がおける。
- ・公の施設としての設置目的や役割を理解しており、地域貢献への姿勢も明確である。また、適切な責任者の配置を予定している。
- ・サービスの向上や維持管理の安定性については、利用者ニーズの把握方法や苦情対応、施設の安全性の確保等において、これまで十分な実績を有しており問題ないと判断した。
- ・展示生物等の様々な提案がなされており、生物の飼育や調達について関係水族館との協力体制も期待できるが、新施設の設計において設備等の調整協議を要する。
- ・新施設にかかる運営コストの詳細は、今後精査していく必要はあるが、現段階においては、基本計画に沿った収支計画を提案している。

(2)選定委員 (:委員長 :副委員長 敬称略)

分野	氏名	所属・役職
学識経験者	倉田直道	工学院大学 名誉教授
施設経営	長谷川修平	株式会社名鉄インプレス南知多ビーチランド館長 兼 神戸市立須磨海浜水族園副園長
	荒幡経夫	サンシャイン水族館長
	中川敬文	UDS株式会社 代表取締役社長
財務精通者	山本秀一	公認会計士・税理士
行政職員	野口和広	上越市副市長
	中野敏明	上越市教育長

(3)審査経過

- ・5月12日 公募型プロポーザル告示。1社が応募。
- ・6月14日 提出書類等の確認、応募者へのヒアリング、委員間討議による評価・採点。
- ・6月14日 選定委員会の選定結果を市長に報告。
- ・6月20日 市議会6月定例会で指定管理者の指定を議決。



資格や提出書類、評価方法を確認



応募者へのヒアリング

4 基本設計の進捗状況

新水族博物館整備に当たっては、長期にわたって魅力ある施設にするため民間ノウハウを如何なく発揮させることのできる整備手法を採用している。現在、この整備手法のもと、市、基本設計者及び指定管理者の三者協議により基本設計業務を進めている。

(1)設計諸条件の整理（6月～8月中旬）

- ・基本設計者及び市において、整備想定エリア内の電気・ガス・水道といったライフラインの位置確認や移設方法、各種法規制などの条件整理のため、関係機関への照会や協議を実施。
- ・指定管理者は、飼育生物と展示水量（水槽の大きさ・個数）の検討や、目玉となる展示生物の入手方法などを確認。

(2)展示内容等の検討（7月上旬～現在）

- ・市、基本設計者及び指定管理者の三者による「展示等検討会議」を開催（継続実施中）。
- ・基本コンセプト「五感で学ぶ日本海」の展開方法や主な生物の展示手法などについて、基本計画に照らして検討。
- ・現在の水族博物館職員が培った飼育技術なども、検討に反映していくよう努めている。

(3)敷地計画（施設配置）の検討（4月～現在）

基本設計を進める中で、新施設整備の根幹となる敷地計画について、妥当性・実現性などの面から具体的かつ詳細な検討を行った。

基本計画で想定した施設配置

基本計画では、新施設の建設場所を県立直江津中等教育学校の野球グラウンドを候補地として想定し、さらに、上越自動車学校敷地及び現施設（第1駐車場を含む）を含めて整備想定エリアとしている。

新水族博物館の建設場所（敷地計画案）



敷地計画の決定

新水族博物館が新しいまちづくりの拠点となるよう施設配置を総合的に検討した結果、施設本体の建設位置は現第1駐車場及びその周辺とし、駐車場は、施設本体に隣接した現施設敷地をメインに、第2駐車場、第3駐車場及び日本海や港も眺望できる上越自動車学校敷地とする。なお、決定の理由は、下記のとおり。

ア 理由

〔 設計面 〕

- ・基本設計者は、施設本体について基本計画で想定した2階建てではなく、3階建てで日本海を眺望できる建物を提案していることから、現第1駐車場敷地での建設が可能となった。
- ・整備想定エリア内には高低差があることから、周辺からの圧迫感を少なくするため、周辺との高低差の少ない場所(第1駐車場)が施設本体の建設敷地として好ましい。
- ・施設本体は、現施設から離れることによりガス管、水道管及び取水管の引込管の延伸が必要となることから、現施設に近い場所が経済性に優れている。
- ・野球グラウンド敷地内に都市計画道路が指定されていることから、敷地利用に制約がある。
- ・地質調査の結果では、整備想定エリア内の支持地盤に差異はなく、どの敷地においても深い地層への杭打ち等が必要である。また、電柱や各種埋設管の移設が必要である。
- ・深い地層への約200本の杭打ちや地盤改良が必要となることから、借地の場合は原形復旧の際、杭撤去等のリスクが大きいことから、施設本体工事は市の所有地で行うことが好ましい。
- ・第1駐車場に整備する場合、施設設計の自由度を高めることや空間的に魅力ある施設とするため、隣接地の活用が必要であり、現在、協力を依頼している。

〔 運営面 〕

- ・新施設の視認性やシンボル性を高めるには、メイン通りに近い第1駐車場が優れており、近接する文教施設や海浜公園等との一体性も保たれる。
- ・新施設への展示生物の引越しは、極力、短時間で完了させることが必須であり、現施設に隣接していることが望ましい。
- ・自家用車による来館者が多いと見込んでいることから、整備想定エリア内で十分な駐車場用地(700台以上)を確保する必要がある。また、大型バスでの来館者も増加すると見込めることから日本海への眺望が開け、海を感じるができる上越自動車学校敷地に駐車場を整備する。

〔 周辺住環境 〕

- ・基本計画における野球グラウンドの高台移設に対して、地域の方々から砂の飛散拡大と影響範囲が変わることを強く懸念する意見があることから、野球グラウンドを移設せず、近隣の住環境や学校の授業等に大きな影響を生じさせないこととする。

- ・ 指定管理者が夜間営業などを予定しており、近隣住宅への光害や騒音の影響を緩和するため、施設本体を第1駐車場に整備し、メイン駐車場を現施設跡地とする。
- ・ 野球グラウンドに施設本体を建設した場合、近隣住宅から見た海への眺望などへの影響があることから、既存の生活環境を大きく変えない配置とすることが好ましい。
- ・ 整備想定エリアは、第一種中高層住居専用地域に指定されており、良好な住環境を害することのないよう、新施設整備による影響は、極力少なくする必要がある。

イ 敷地計画図

